

第 12 回教育委員会会議

令和 7 年 9 月 26 日
午後 3 時 00 分
インクルーシブ教育推進室研修室2

案 件

報告第26号

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで）における教職員の懲戒処分の状況について

報告 第26号

令和7年度（令和7年4月1日から同年8月31日まで）における 教職員の懲戒処分の状況について

標題について、教育長の専決により次のとおり懲戒処分を行ったので報告する。

1 報告期間

令和7年4月1日から同年8月31日まで

2 概要

期間中、7件（7名）の懲戒処分を行った。※ [] 内は前年同期の数

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
中学校	0 [2]	0 [1]	2 [1]	2 [0]	4 [4]
小学校	0 [0]	3 [3]	0 [5]	0 [1]	3 [9]
幼稚園	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
合計	0 [2]	3 [4]	2 [6]	2 [1]	7 [13]

行為態様別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
一般服務関係	0 [1]	2 [3]	1 [6]	1 [1]	4 [11]
一般非行関係	0 [1]	1 [1]	1 [0]	1 [0]	3 [2]
交通法規関係	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
合計	0 [2]	3 [4]	2 [6]	2 [1]	7 [13]

行為態様	事案	職種又は補職	年齢 (性別)	処分内容 (年月日)	概要(公表等用)
一般 服務 関係	体罰・ 暴力 行為 等	中学校 主務教諭	33 (男性)	減給1月 (R7.4.30)	令和6年10月、顧問を務める野球部の部員ら5名が石灰倉庫付近で石灰を投げて遊んでいたことを指導するため、1名の胸ぐらを掴んで同倉庫内に入れ、5名を整列させ、ラインカーを引きずりながら投げて威嚇した。その際、ラインカーが胸ぐらを掴まれた部員とは別の1名の右手首をかすった。
	不適 正事 務	中学校 主務養護教諭	33 (女性)	戒告 (R7.4.30)	令和3年度から令和6年度にかけて、勤務校において、保護者から請求のあった「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付」の申請手続を怠り、計76名131件分の支払を遅延させた。
	その 他	小学校 教頭	57 (男性)	停職1月 (R7.7.23)	令和6年2月から4月の間、当時の勤務校に在籍する児童の保護者と性的な関係を持った。
	喫煙	小学校 管理作業員	57 (男性)	停職1月 (R7.7.31)	令和5年4月から令和6年3月の間、当時の勤務校において、勤務時間中に近隣の公園で51回程度喫煙した。また、令和6年7月から令和7年6月の間、勤務校において、勤務時間中に学校敷地内で153回程度喫煙した。
一般 非行 関係	器物 損壊	中学校 育児休業 任期付講師	53 (男性)	戒告 (R7.5.20)	令和7年4月、酒に酔った状態で駅近くの高架下の壁に貼り付けてある政治活動用ポスターを破った。
	傷害	中学校 教諭	39 (男性)	減給2月 (R7.7.31)	令和6年11月、自宅において知人と揉み合いになり、頭髪を掴む、押し倒す等の暴行を加え、傷害を負わせた。
	窃盗	小学校 期限付講師	68 (女性)	停職2月 (R7.7.31)	令和7年6月、豊中市内の店舗において衣料品2点を窃取した。

教育委員会の主な取組

- 令和7年6月、市長が委員長を務める大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議（5月末開催）において決定された重点取組項目（「教職員による児童生徒に対する非違行為」及び「ハラスメント事案」の発生防止）について、各校園長宛てに「職員の服務規律確保に向けた重点取組について」の通知を発出した。

本通知では、重点取組項目について教職員一人ひとりへの周知徹底を求めるとともに、校園長による管理監督及び各学校園の状況に応じた取組の実施など非違行為の防止に努めるよう指示した。
- 教育委員会では、服務規律の強化や人材育成手法の改善のため、令和5年度に「服務規律の刷新及び人材育成手法の改善検討ワーキンググループ」を設置し、研修体系等の見直しを行ってきた。

ワーキンググループの成果を踏まえ、令和7年度も6月から全教職員を対象とした次のような服務研修を実施し、改めて不祥事や非違行為の発生防止に努め、市民から信頼される学校園づくりを推進している。

 - ・ オンデマンド型の服務研修
キャリアステージごとに発生傾向の高い非違行為に重点を置いた内容で実施している。今年度は、全教職員共通の項目としてハラスメント事案の防止のための動画視聴を組み込むなど内容を工夫した。
 - ・ グループワーク型の研修
実際の懲戒処分事例から作成した研修素材である、事例検討シートを活用している。各学校園の管理職を講師とし、効果的、効率的に実施できるよう学校園の状況に応じた事例を選択できるようにしている。今年度は、ハラスメント事案や職務専念義務違反等の事例を追加し、内容の充実を図った。
- 令和7年7月、他の自治体の教職員が児童生徒等を盗撮し、その画像などをSNS上の教職員間のグループで共有し逮捕された事案を受け、「児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律確保の徹底について」の通知を発出した。

本通知では、教職員による児童生徒性暴力等は学校教育全体に影響を及ぼすものであり、これらの行為をした場合には、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わず、原則懲戒免職処分になることを改めて周知徹底した。

さらに、被害を未然に防止する観点から、教職員個人のスマートフォン等の私的端末で児童生徒等を撮影しないこと等について適切に取り組むこととし、服務規律確保の徹底を図るよう改めて注意喚起した。